

令和元年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資 料

P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
委員名簿

P 2 鹿島市公共交通会議設置要綱

P 5 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

P 8 地域公共交通活性化事業に係る年表

P 1 1 市内公共交通路線、市内循環バス及びのりあいタクシーの運行

P 1 2 市内循環バス委託料の推移

P 1 3 高津原、予約型のりあいタクシー委託料の推移

P 1 4 市内循環バス平均乗車数の推移

P 1 5 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移

P 1 6 予約型のりあいタクシー稼働率の推移

P 1 9 鹿島市の公共交通アンケートの報告

【協議事項】

P 3 0 予約型のりあいタクシー古枝線の本格運行について

P 3 3 予約型のりあいタクシー利用者の登録要件見直しについて

P 3 4 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

P 4 1 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について

P 4 3 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施（案）について

（別添資料）

別冊資料 鹿島市地域公共交通網形成計画（新任委員のみ）

別冊資料 かしま交通ガイド（平成31年4月発行）

別添資料 生活交通路線（嬉野線・吉田線）路線図（R1.6.2改定分）

別添資料 市内循環バス、高津原のりあいタクシー時刻表

別添資料 予約型のりあいタクシー利用の手引き

令和元年6月18日

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(令和元年度)(任期:H30~R1)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	樋 口 久 俊	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳自動車(株)バス事業部長	山 本 孝 義	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山 本 浩 二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江 上 康 男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会会長 (鹿島地区会長)	力 田 賢 次	
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	副会長	馬 場 喜 彦	
7	鹿島市民生児童委員連絡協議会の代表者	七浦地区会長	木 原 節 子	
8	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	松 本 繁 治	
9	市内小中学校代表者	古枝小学校 校長	廣 田 弘 一 郎	
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳自動車(株)運転者	山 上 利 宏	
11	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	三 木 孝 志	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	松 原 陽 介	交通会議委員
		運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	高 田 尚 吾	アドバイザー
12	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課 参事	久 保 緑	
13	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	松 本 涉	
14	鹿島警察署の職員	交通課長	尾 形 隆	
15	鹿島商工会議所	専務理事	有 森 滋 樹	
16	鹿島市都市建設課	都市建設課長	山 浦 康 則	
17	JR九州株式会社	佐賀鉄道部 企画課長	櫻 木 剛	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	大 代 昌 浩	
	鹿島市企画財政課	課長	田 崎 靖	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	樋 口 貴 司	
	鹿島市企画財政課企画係	企画係長	田 中 美 穂	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	森 健 太	

鹿島市訓令甲第24号

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

◎地域公共交通活性化事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0 . 5 月	鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1 . 3 月	鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2 . 3 月	鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2 . 1 0 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5 年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4 年3月まで経過処置対応	
H 2 3 . 4 月	市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3 . 1 0 月	市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便⇒6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4 . 7 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5 年9月まで継続	
H 2 5 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6 年9月まで継続	
H 2 5 . 1 0 月	市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鷺ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H 2 6 . 4 月	市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス廃止	
H 2 6 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 7 年 9月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃 止を視野におく。	
H 2 6 . 1 0 月	市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんへリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) 高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H 2 7 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 3月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H 2 8 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 9月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H 2 9 . 3 月	鹿島市地域公共交通網形成計画の策定 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行はH 3 3 年度 まで継続し、利用ニーズとの適合を図る。	
H 2 9 . 1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線…一部見直し(太良線の一部をララベル経由) ・廃止代替バス路線…廃線、減便、時刻・路線変更、曜日運行 ・市内循環バス…継続運行、時刻・路線見直し ※執行分～九州労働金庫前を廃止、幸通り～体育館前を經由 ・高津原のりあいタクシー…継続運行、時刻・路線見直し、 全線フリー降車の実施※天神様前、鷲ノ巣を廃止 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として運行開始 ・乗車回数券の運用一部変更、乗継割引の開始 	広平線・新 籠線、能古 見線の一部 (柿原⇄尾 崎区間)の 廃止 他廃代減便
H 3 0 . 4 月	後期高齢者・運転免許証自主返納者・障がい者割引の開始 市内循環バスとJ R等の乗継割引社会実験(H30.7月末まで) 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金の募集	
H 3 0 . 1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バス…運賃改定(200円→100円)、運賃改定 に伴う運賃割引廃止、時刻・路線見直し(2便～6便について 西牟田地域を前後半に經由) ・予約型のりあいタクシー…増便(7時便)、曜日運行(平日 運行) 	
H 3 1 . 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止代替バス路線…廃線 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス代替として区域拡大 	山浦線・矢 答線の廃止

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H 2 3 年度：H 2 3 年 4 月～H 2 4 年 3 月 ※経過処置

H 2 4 年度：H 2 4 年 4 月～H 2 4 年 9 月

H25年度：H24年10月～H25年9月

H26年度：H25年10月～H26年9月

H27年度：H26年10月～H27年9月

H28年度：H27年10月～H28年9月

H29年度：H28年10月～H29年9月

H30年度：H29年10月～H30年9月

H31年度（令和元年度）：H30年10月～H31年（令和元年）9月

令和2年度：令和元年10月～令和2年9月

市内交通路線について

●生活交通路線の運行について（別冊 かしま交通ガイド 参照）

1) 嬉野線・吉田線（別添資料1ページ）

- ・令和元年6月2日から嬉野医療センター移転開業に伴い経路を変更。

2) 太良線

- ・令和元年10月から太良町終点を県界から竹崎地区へ変更を予定。これに伴いバス停の名称変更を予定し、鹿島市内バス停においても変更を数箇所予定。

●廃止路線代替バス路線の運行について（別冊 かしま交通ガイド 参照）

- ・平成31年3月31日をもって山浦線・矢筈線を廃線
- ・令和2年度（R1.10～R2.9）の運行内容に変更なし

●市内循環バス路線・のりあいタクシーの運行について

（市内循環バス）（別添資料4ページ）

- ・令和2年度（R1.10～R2.9）の運行内容に変更なし

（高津原のりあいタクシー）（別添資料5ページ）

- ・令和2年度（R1.10～R2.9）の運行内容に変更なし

（予約型のりあいタクシー（能古見線・北鹿島線・古枝線））（別添資料6ページ）

- ・平成31年4月1日より廃止路線代替バスの廃線に伴い能古見線のエリア拡大及び古枝線の運行開始
- ・令和2年度（R1.10～R2.9）の運行内容に変更なし

市内循環バスの委託料推移(同月対比)

循環バス		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
運行費用	H29年度	361,394	346,938	361,394	332,482	332,482	375,849	346,938	346,938	375,849	361,393	375,849	346,938	4,264,444	
	H30年度	275,215	264,206	275,215	253,198	253,198	286,224	264,206	264,206	286,224	275,215	286,224	253,197	3,236,528	
	R1年度	339,236	313,141	313,141	300,093	300,093	326,188	326,188	287,046	326,188	339,236	339,236	300,093	3,809,880	
運賃収入	H29年度	58,700	32,200	31,600	34,500	31,700	44,500	57,400	48,200	58,500	56,700	57,100	55,500	566,600	※回数券の販売収入を含む
	H30年度	59,500	37,900	44,800	33,500	45,800	43,200	51,250	47,110	42,520	38,481	39,250	42,600	525,911	※回数券の販売収入を含む
	R1年度	42,650	32,320	30,301	29,900	29,950	40,820	25,800	32,100					263,841	※回数券の販売収入を含む ※H31.3～ICカード利用分含む ※H31.4～5月は回数券含めず 暫定値
国庫補助	H29年度													1,578,000	平成28年度分
	H30年度													1,509,000	平成29年度分
	R1年度													1,363,000	平成30年度分
委託料	H29年度	302,694	314,738	329,794	297,982	300,782	331,349	289,538	298,738	317,349	304,693	318,749	291,438	2,119,844	H28.10～H29.9
	H30年度	215,715	226,306	230,415	219,698	207,398	243,024	212,956	217,096	243,704	236,734	246,974	210,597	1,201,617	H29.10～H30.9
	R1年度	296,586	280,821	282,840	270,193	270,143	285,368	300,388	254,946	326,188	339,236	339,236	300,093	2,183,039	H30.10～R1.9

高津原のりあいタクシーの委託料推移(同月対比)

高津原のりあいタクシー		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
運行費用	H29年度	145,380	132,000	143,000	132,000	122,360	143,000	132,000	132,000	143,000	143,000	144,280	132,000	1,644,020	
	H30年度	153,980	138,000	138,000	138,000	139,600	161,000	141,360	138,000	150,700	151,340	131,060	158,780	1,739,820	
	R1年度	153,820	143,360	157,980	139,280	144,720	138,000	149,500	138,000	149,500	149,500	138,000	138,000	1,739,660	
運賃収入	H29年度	37,800	21,400	27,000	17,700	30,900	12,000	7,700	25,600	16,800	18,500	38,700	39,200	293,300	※回数券の販売収入を含む
	H30年度	32,400	13,100	17,800	17,900	15,600	23,100	20,200	17,800	38,200	23,000	24,400	37,800	281,300	※回数券の販売収入を含む
	R1年度	30,200	20,400	29,600	21,300	16,500	32,100	20,400	17,200						※回数券の販売収入を含む
国庫補助	H29年度													1,198,000	平成28年度分
	H30年度													1,212,000	平成29年度分
	R1年度													1,311,000	平成30年度分
委託料	H29年度	107,580	110,600	116,000	114,300	91,460	131,000	124,300	106,400	126,200	124,500	105,580	92,800	152,720	H28.10～H29.9
	H30年度	121,580	124,900	120,200	120,100	124,000	137,900	121,160	120,200	112,500	128,340	106,660	120,980	246,520	H29.10～H30.9
	R1年度	123,620	122,960	128,380	117,980	128,220	105,900	129,100	120,800	149,500	149,500	138,000	138,000	240,960	H30.10～R1.9

予約型のりあいタクシーの委託料推移(H29.10運行開始)

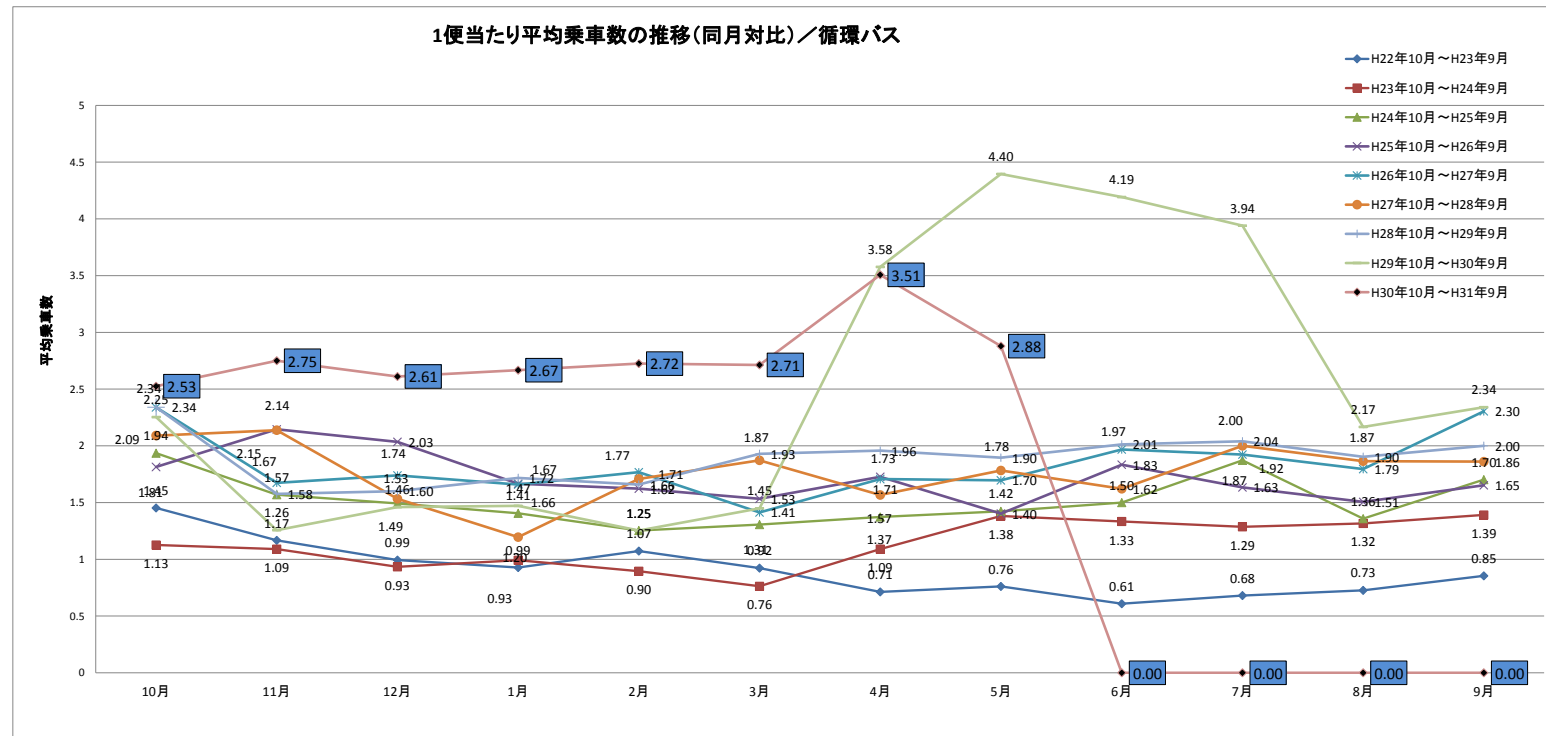
予約型のりあいタクシー		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
運行経費	H30年度	720	7,120	0	3,120	2,560	2,640	2,560	3,600	2,400	1,680	5,520	1,680	33,600	
	R1年度	3,280	1,680	2,480	2,720	800	2,620	38,320	40,640					92,540	
運賃収入	H30年度	300	1,600	0	1,200	900	900	800	1,000	700	600	1,400	500	9,900	※回数券の販売収入を含む
	R1年度	900	400	600	600	200	600	3,800	10,600					17,700	※回数券の販売収入を含む
国庫補助	H30年度													0	平成29年度分
	R1年度													0	平成30年度分
委託料	H30年度	420	5,520	0	1,920	1,660	1,740	1,760	2,600	1,700	1,080	4,120	1,180	23,700	H29.10～H30.9
	R1年度	2,380	1,280	1,880	2,120	600	2,020	34,520	30,040	0	0	0	0	74,840	H30.10～R1.9

平均乗車数の推移（同月対比）／市内循環バス

2019年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10~ H23.9)	乗車数	218	168	149	128	148	144	107	105	95	102	117	123	1,604
	1便平均乗車数	1.45	1.17	0.99	0.93	1.07	0.92	0.71	0.76	0.61	0.68	0.73	0.85	0.90
H24年度 (H23.10~ H24.9)	乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012
	1便平均乗車数	1.13	1.09	0.93	0.99	0.90	0.76	1.09	1.38	1.33	1.29	1.32	1.39	1.13
H25年度 (H24.10~ H25.9)	乗車数	302	226	215	194	173	196	206	205	225	292	220	235	2,689
	1便平均乗車数	1.94	1.57	1.49	1.41	1.25	1.31	1.37	1.42	1.50	1.87	1.36	1.70	1.52
H26年度 (H25.10~ H26.9)	乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	235	238	3,033
	1便平均乗車数	1.81	2.15	2.03	1.67	1.62	1.53	1.73	1.40	1.83	1.63	1.51	1.65	1.71
H27年度 (H26.10~ H27.9)	乗車数	365	241	261	229	244	212	256	234	307	300	280	318	3,247
	1便平均乗車数	2.34	1.67	1.74	1.66	1.77	1.41	1.71	1.70	1.97	1.92	1.79	2.30	1.83
H28年度 (H27.10~ H28.9)	乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147
	1便平均乗車数	2.09	2.14	1.53	1.20	1.71	1.87	1.57	1.78	1.62	2.00	1.87	1.86	1.77
H29年度 (H28.10~ H29.9)	乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	297	288	3,345
	1便平均乗車数	2.34	1.58	1.60	1.72	1.66	1.93	1.96	1.90	2.01	2.04	1.90	2.00	1.89
H30年度 (H29.10~ H30.9)	乗車数	338	181	219	203	173	226	515	633	654	591	338	323	4,394
	1便平均乗車数	2.25	1.26	1.46	1.47	1.25	1.45	3.58	4.40	4.19	3.94	2.17	2.34	2.49
H31年度 (H30.10~ H31.9)	乗車数	394	396	376	368	376	407	505	380					3,202
	1便平均乗車数	2.53	2.75	2.61	2.67	2.72	2.71	3.51	2.88					2.79

全 体	乗車数	26,673
	1便平均乗車数	1.74

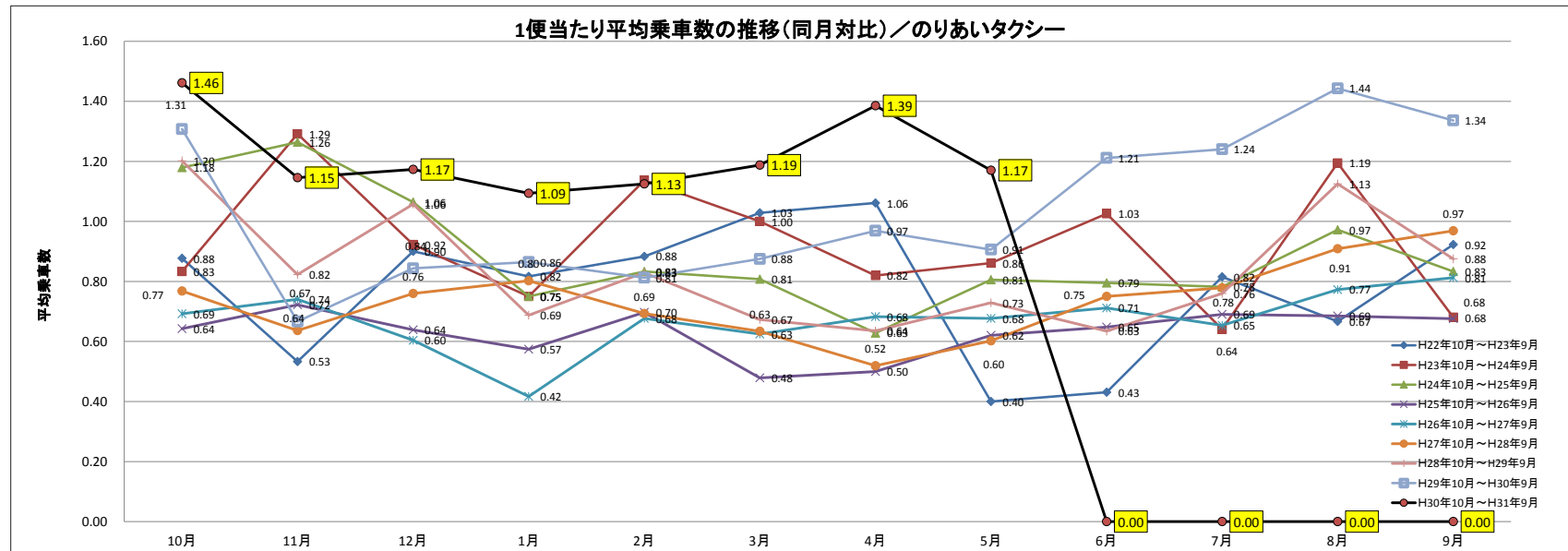


平均乗車数の推移（同月対比）／高津原のりあいタクシー（H22年10月運行開始）

2019年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10～ H23.9)	利用者数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
	1便平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.79
H24年度 (H23.10～ H24.9)	利用者数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
	1便平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H25年度 (H24.10～ H25.9)	利用者数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
	1便平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H26年度 (H25.10～ H26.9)	利用者数	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
	1便平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H27年度 (H26.10～ H27.9)	利用者数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
	1便平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.67
H28年度 (H27.10～ H28.9)	利用者数	86	56	79	77	61	71	54	53	78	81	80	93	869
	1便平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.73
H29年度 (H28.10～ H29.9)	利用者数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
	1便平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	136	64	81	83	78	98	93	87	126	129	127	139	1,241
	1便平均乗車数	1.31	0.67	0.84	0.86	0.81	0.88	0.97	0.91	1.21	1.24	1.44	1.34	1.04
H31年度 (H30.10～ H31.9)	利用者数	152	110	122	105	108	114	133	103					947
	1便平均乗車数	1.46	1.15	1.17	1.09	1.13	1.19	1.39	1.17					1.22

全体	利用者数	7,908
	1便平均乗車数	0.85

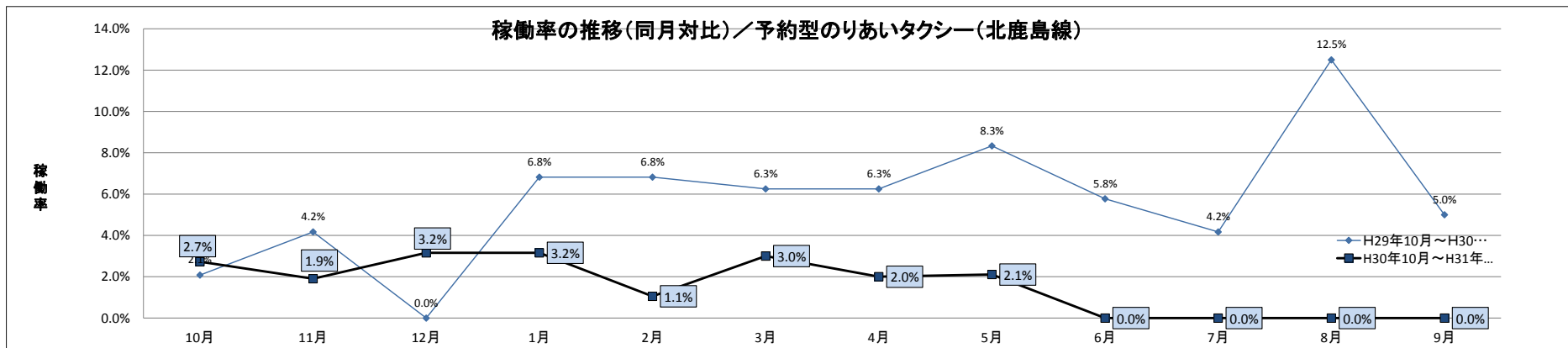
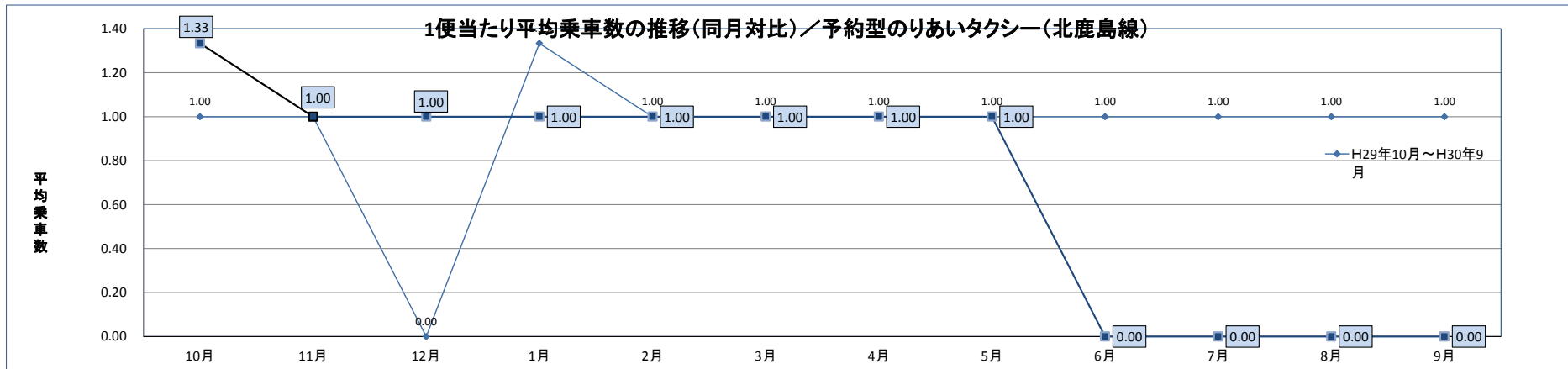


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【北鹿島線】（H29年10月運行開始）

2019年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	1	2	0	4	3	3	3	4	3	2	6	2	33
	1便平均乗車数	1.00	1.00		1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03
	稼働率	2.1%	4.2%	0.0%	6.8%	6.8%	6.3%	6.3%	8.3%	5.8%	4.2%	12.5%	5.0%	5.7%
H31年度 (H30.10～ H31.9)	利用者数	4	2	3	3	1	3	2	2	0	0	0	0	20
	1便平均乗車数	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00					1.05
	稼働率	2.7%	1.9%	3.2%	3.2%	1.1%	3.0%	2.0%	2.1%					2.4%

全体	利用者数	53
	1便平均乗車数	1.04
	稼働率	4.4%

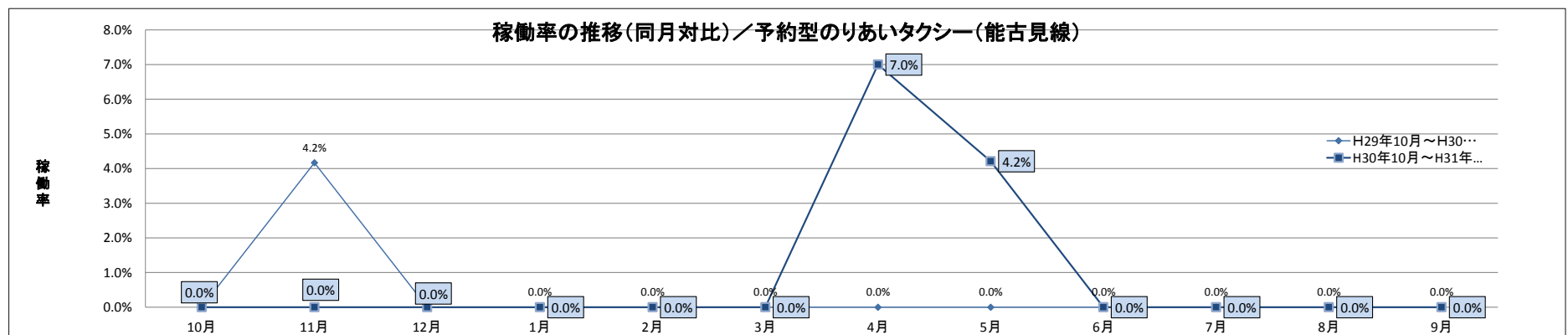
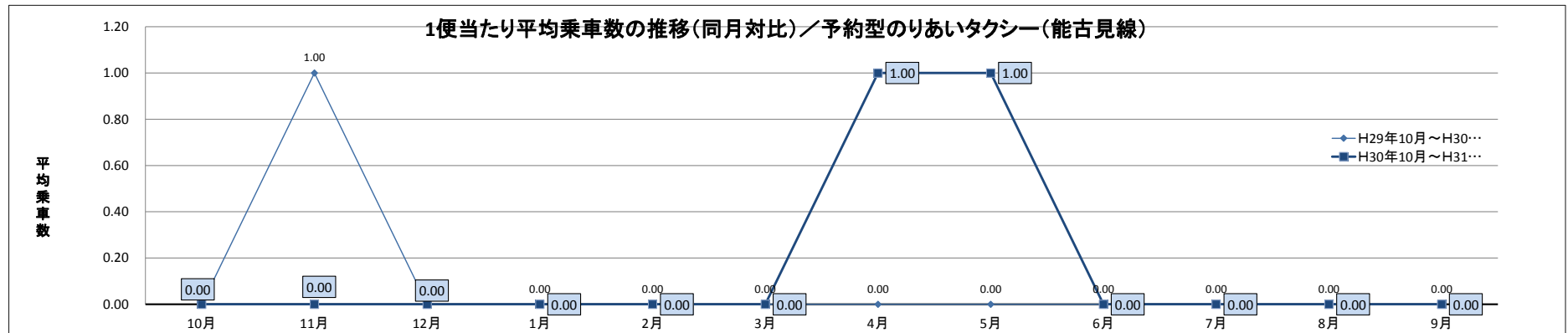


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【能古見線】（H29年10月運行開始）

2019年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	1便平均乗車数		1.00											1.00
	稼働率	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
H31年度 (H30.10～ H31.9)	利用者数	0	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0	0	11
	1便平均乗車数							1.00	1.00					#DIV/0!
	稼働率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	4.2%					1.4%

全体	利用者数	13
	1便平均乗車数	1.00
	稼働率	0.8%

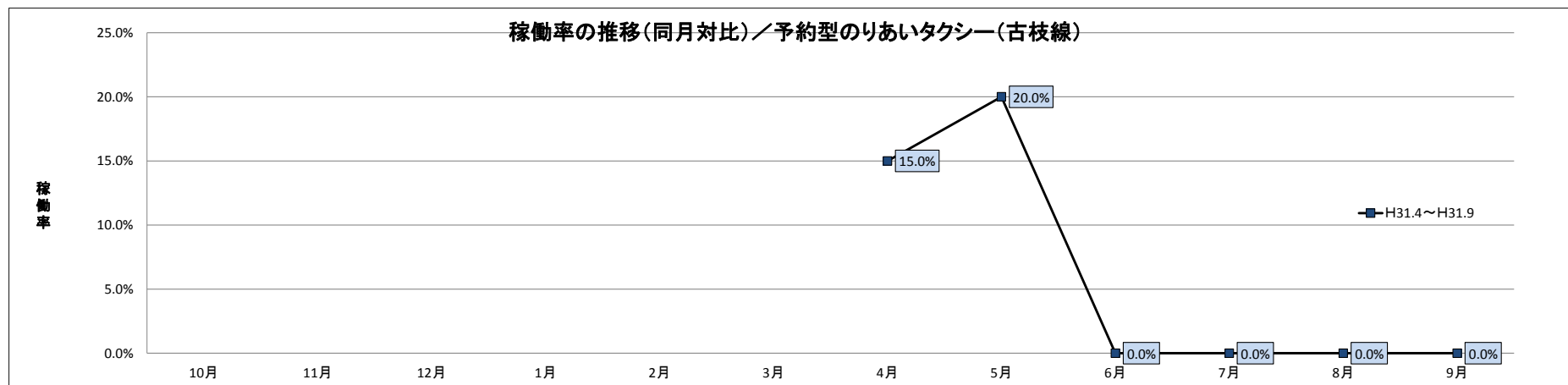
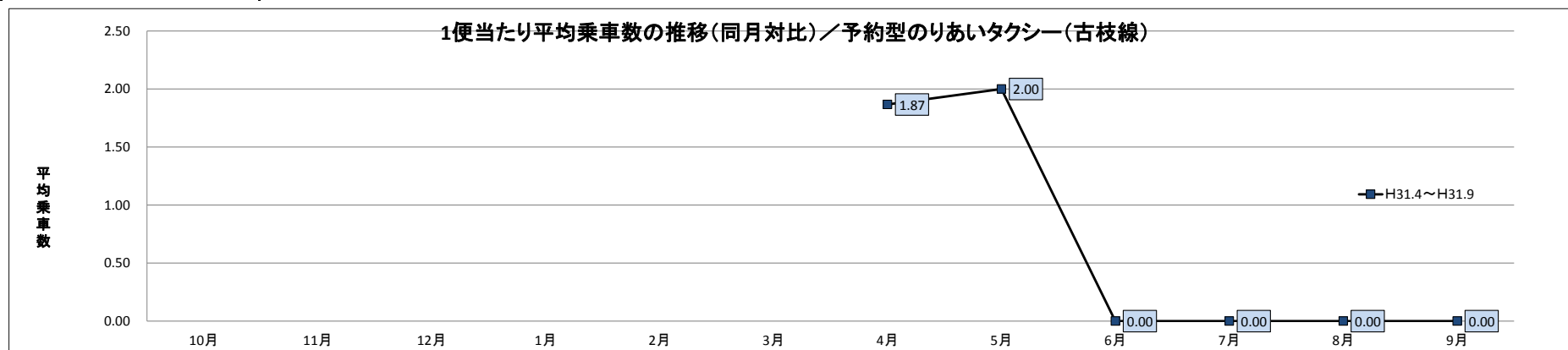


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【古枝線】（H31年4月運行開始）

2019年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H31年度 (H31.4~ H31.9)	利用者数							28	38	0	0	0	0	66
	1便平均乗車数							1.87	2.00					1.93
	稼働率							15.0%	20.0%					17.5%

全体	利用者数	66
	1便平均乗車数	1.93
	稼働率	17.5%



「鹿島市の公共交通に関するアンケート調査」 集計結果

【調査概要】

(目的) 公共交通に関する満足度等を把握するとともに、鹿島市地域公共交通網形成計画の内容について周知を行うことを目的とする。

(実施方法) 年齢16歳～85歳を対象に1,000人を無作為抽出により選定を行い、アンケートを郵送、記入後は、同封する返信用封筒にて回収を実施する。

【調査（アンケート）内容】

質問1 お住まいはどちらですか？地区名をご記入ください。
(記入例：西牟田) ()

質問2 性別について教えてください。(該当するものひとつに○)
性別 ① 男性 ② 女性

質問3 年齢について教えてください。(該当するものひとつに○)
年齢 ① 20歳未満 ⑥ 60～64歳
② 20～29歳 ⑦ 65～69歳
③ 30～39歳 ⑧ 70～74歳
④ 40～49歳 ⑨ 75～79歳
⑤ 50～59歳 ⑩ 80歳以上

【集計結果】			
回答率		375 / 1000	37.50%
(以下は回答者中の割合)			
回答地区割合	鹿島地区	180 / 473	48.00%
	能古見地区	44 / 120	11.73%
	古枝地区	30 / 94	8.00%
	浜地区	38 / 94	10.13%
	北鹿島地区	36 / 113	9.60%
	七浦地区	39 / 106	10.40%
	未記入	8	2.13%
回答性別割合	① 男性	148 / 464	39.47%
	② 女性	220 / 536	58.67%
	未記入	7	1.87%
回答年齢割合	① 20歳未満	14 / 53	3.73%
	② 20～29歳	27 / 105	7.20%
	③ 30～39歳	39 / 129	10.40%
	④ 40～49歳	46 / 141	12.27%
	⑤ 50～59歳	59 / 153	15.73%
	⑥ 60～64歳	36 / 92	9.60%
	⑦ 65～69歳	45 / 106	12.00%
	⑧ 70～74歳	39 / 85	10.40%
	⑨ 75～79歳	33 / 61	8.80%
	⑩ 80歳以上	37 / 75	9.87%
	未記入	0	0.00%

質問 4 ご家族の構成（同居されている方）について教えてください。

（該当するものひとつに○）

- ①一人暮らし
- ②夫婦（二人）暮らし
- ③2世代家族（親子）暮らし
- ④3世代家族（親子孫）暮らし
- ⑤その他（上記に当てはまらない）

質問 5 自動車運転免許の有無について教えてください。

（該当するものひとつに○）

- ① 免許あり（日常運転する）
- ② 免許あり（運転しない）
- ③ 免許なし
- ④ 免許なし（自主返納済）

※④を回答された方 免許を自主返納した年齢：（ ）歳の時

質問 6 出かけるとき、主にどの交通機関を利用されますか。

（主な移動手段として、該当するものひとつに○）

- ①徒歩、自転車
- ②自家用車（ご自分で運転）
- ③自家用車（家族等が送迎）
- ④バイク・スクーター
- ⑤その他タクシー
- ⑥病院・介護施設等の送迎
- ⑦祐徳バス
- ⑧JR
- ⑨市内循環バス
- ⑩高津原のりあいタクシー
- ⑪予約型のりあいタクシー
- ⑫その他（ ）

家族構成割合	①一人暮らし	154	41.07%
	②夫婦(二人)暮らし	50	13.33%
	③2世代家族(親子)暮らし	110	29.33%
	④3世代家族(親子孫)暮らし	26	6.93%
	⑤その他(上記に当てはまらない)	33	8.80%
	未記入	2	0.53%
運転免許有無	① 免許あり(日常運転する)	283	75.47%
	② 免許あり(運転しない)	20	5.33%
	③ 免許なし	62	16.53%
	④ 免許なし(自主返納済)	10	2.67%
	未記入	0	0%
	免許返納者の平均年齢		74.60
主な交通手段	①徒歩、自転車	46	12.27%
	②自家用車(ご自分で運転)	280	74.67%
	③自家用車(家族等が送迎)	15	4.00%
	④バイク・スクーター	3	0.80%
	⑤その他タクシー	13	3.47%
	⑥病院・介護施設等の送迎	2	0.53%
	⑦祐徳バス	7	1.87%
	⑧JR	3	0.80%
	⑨市内循環バス	0	0.00%
	⑩高津原のりあいタクシー	2	0.53%
	⑪予約型のりあいタクシー	0	0.00%
	⑫その他	2	0.53%
未記入	2	0.00%	

質問 7

あなたは、路線バスやコミュニティバス（市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー）が市民の足を維持するため、行政と交通事業者の協力により運行されていることをご存じでしたか？

（該当するものひとつに○）

- ① 知っている
- ② 知らなかった

質問 8

あなたは、日頃、路線バスやコミュニティバス（市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー）をどれくらい利用されますか？ **（該当するものひとつに○）**

- ① 1週間に数回利用
- ② 1ヶ月に数回利用
- ③ 1年間に数回利用
- ④ ここ5年間で数回利用
- ⑤ ここ5年間で利用したことがない

質問 9

あなたは、路線バスなどの公共交通に行政の予算から補助を行うことについてどうお考えになりますか。 **（該当するものひとつに○）**

- ① 路線バスなどの運行は交通事業者が行うべきで、路線バスが減便・廃止されても、一切の補助をすべきではない
- ② 自動車等を利用できない高齢者や学生等の支援に、ある程度の補助は仕方がない
- ③ 積極的に補助を行い、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである
- ④ 地域（利用者・事業者等）でお金を出し合っても、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである
- ⑤ その他
()

認知度	① 知っている	303	80.80%
	② 知らなかった	68	18.13%
	未記入	4	1.07%
利用頻度	① 1週間に数回利用	6	1.60%
	② 1ヶ月に数回利用	17	4.53%
	③ 1年間に数回利用	28	7.47%
	④ ここ5年間で数回利用	26	6.93%
	⑤ ここ5年間で利用したことがない	286	76.27%
	未記入	12	3.20%
補助への考え	① 路線バスなどの運行は交通事業者が行うべきで、路線バスが減便・廃止されても、一切の補助をすべきではない	7	1.87%
	② 自動車等を利用できない高齢者や学生等の支援に、ある程度の補助は仕方がない	218	58.13%
	③ 積極的に補助を行い、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである	97	25.87%
	④ 地域(利用者・事業者等)でお金を出し合っても、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである	26	6.93%
	その他	12	3.20%
	未記入	15	4.00%

(その他の主な意見)※「補助への考え」へ記載があった意見
 ・公共交通への補助は利用者が多ければとても良いことだと思う。
 ・補助(血税)投入するなら無駄を削減し効率的な使い道を模索してほしい。10年20年後の将来、鹿島市の財政は更に人口が減少するから赤字が膨大になります。少子化で若者が定住しない町に益々なります。

質問 10 公共交通の課題に対する方向性（基本方針）と計画目標を①～④のとおり
に定め、住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを進めていきます。

①～④に対する満足度について、該当する項目に○を記入してください。

①

基本方針 1	日常に寄り添う公共交通の形成
<p>普段利用する買い物施設や病院、また目的毎の外出頻度など、それぞれの地域で、それぞれの生活スタイルがあります。使いやすい公共交通とは、それらの生活スタイルに合わせて運行することと考えます。本市においても、自家用車の利用頻度が高い市民の生活実態を踏まえ、現状に即した公共交通の形成を目指します。</p>	
計画目標 1	生活実態に合わせた公共交通網の再構築

上記の基本方針に基づき、市内路線の再編や乗り継ぎ強化、デマンドタクシー（※1）の運行の検討を実施していきますが、現在の公共交通体系に対する満足度をお答えください。（該当するものひとつに○）

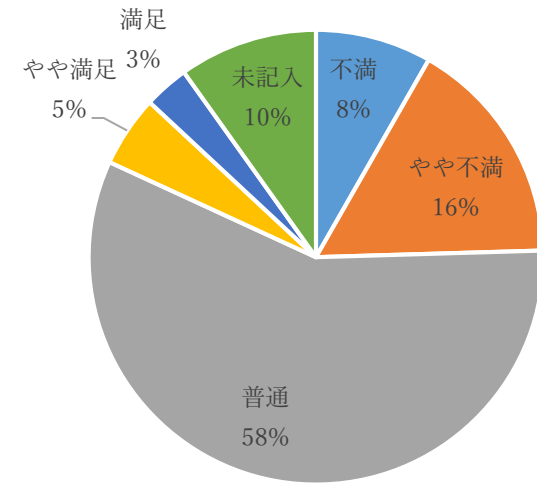
— 22 —

不	や	普	や	満
満	や	通	や	足
	不		満	
	満		足	

※1 決まった時間を走るバスとは異なり、事前に登録を行い、予約があった時のみ運行を行うものです。

(基本方針1)	不満	31	8.27%
満足度	やや不満	61	16.27%
日常に寄り添う公共交通の形成	普通	215	57.33%
	やや満足	19	5.07%
	満足	12	3.20%
	未記入	37	9.87%

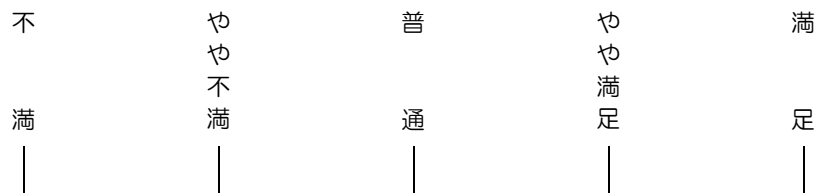
【基本方針 1 に対する満足度】



②

基本方針2	快適な公共交通環境の形成
<p>少子・高齢化社会が進展する昨今、ユニバーサルデザイン（※2）に配慮し、誰でも利用しやすい環境づくりが大切です。公共交通においても、子どもからお年寄りまで、誰もが「乗りやすく」、「待ちやすく」、「分かりやすい」ものとするため、待合所や車両の改善を図ります。</p>	
計画目標2	利用しやすい公共交通空間の整備

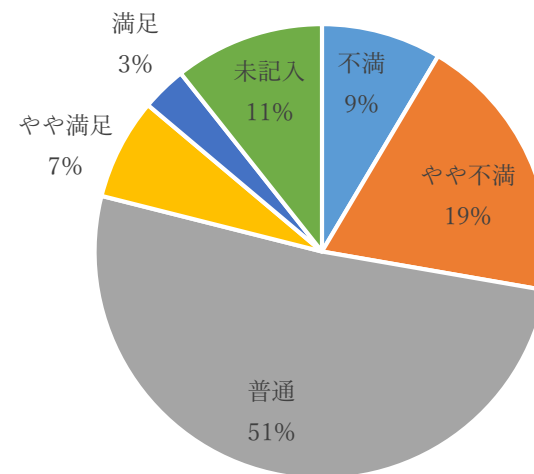
上記の基本方針に基づき、待合室やバス停の整備を実施していきますが、現在の公共交通空間（待合室やバス停など）に対する満足度をお答えください。（該当するものひとつに○）



※2 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように考えられたデザインです。

(基本方針2)	不満	32	8.53%
満足度	やや不満	72	19.20%
快適な公共交通環境の形成	普通	192	51.20%
	やや満足	27	7.20%
	満足	12	3.20%
	未記入	40	10.67%

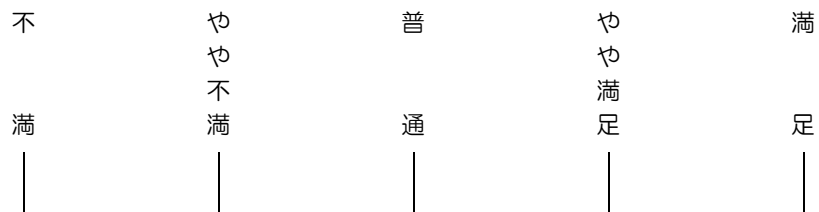
【基本方針2に対する満足度】



③

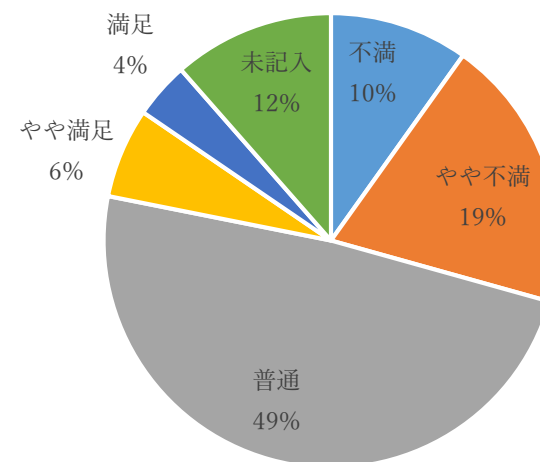
基本方針3	多くの人に利用される公共交通の運行
高齢ドライバーの事故を未然に防ぎ、高齢者のみならず、多くの市民が安全に安心して生活できる環境を形成するために、公共交通の再構築とともに、公共交通の利用促進に努めます。	
計画目標3	公共交通に関する利用促進策の実施

上記の基本方針に基づき、免許自主返納者に関連した割引制度の導入や公共交通に関する広報活動の展開を実施していきますが、現在の公共交通利用促進策に対する満足度をお答えください。(該当するものひとつに○)



(基本方針3)	不満	37	9.87%
満足度	やや不満	73	19.47%
多くの人に利用さ	普通	183	48.80%
れる公共交通の運	やや満足	24	6.40%
行	満足	15	4.00%
	未記入	43	11.47%

【基本方針3に対する満足度】



④

基本方針4	観光客が楽しめる移動環境の形成
<p>祐徳稲荷神社や、浜宿の酒蔵、道の駅等、主要な観光資源を有する本市には、多くの観光客が訪れており、昨今は外国人観光客の来訪者も増加傾向にあります。この契機を捉えるべく、本市においても、観光客の誘致に向けて、市内を楽しく移動できる環境づくりに努めます。</p>	
計画目標4	観光周遊に寄与する公共交通の構築

上記の基本方針に基づき、観光周遊に即したバス路線の検討や外国語サインの整備などを実施してまいります。現在の観光客に関連した公共交通サービスに対する満足度をお答えください。(該当するものひとつに○)

— 25 —

不	やや	普	やや	満
満	不	通	満	足
足	満	通	足	満

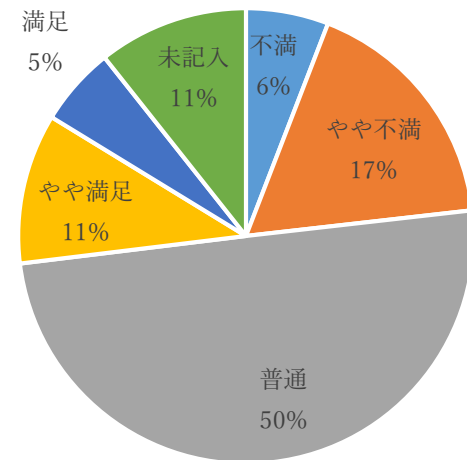
質問 10 その他ご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

なお、本アンケートにてご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき、厳正かつ適正に保存・管理し、目的以外に使用することはありません。

(基本方針4)	不満	22	5.87%
満足度	やや不満	65	17.33%
観光客が楽しめる	普通	187	49.87%
移動環境の形成	やや満足	40	10.67%
	満足	21	5.60%
	未記入	40	10.67%

【基本方針4に対する満足度】



その他ご意見・ご要望等(主な意見・要望等)

質問9 補助への考えのその他の欄に記載のあった意見(自由記載扱い)

補助(血税)投入するなら無駄を削減し効率的な使い道を模索してほしい。10年20年後の将来、鹿島市の財政は更に人口が減少するから赤字が膨大になります。少子化で若者が定住しない町に益々なります。	40代	男性	浜地区
本数は増やすべきかわかりませんが、補助は適切なら最大限おこなうべき。	30代	男性	鹿島地区
県や国からお金が出るんだったら良いが、出るわけではないので、市が全部出すにはお金が必要。民間がしてもよいのではないか。民間や施設が商売としてやるとか…。行政がするなら大きなバスはいらない。お金がかからないマイクロバスや小型バスすべき。いつもガラガラの大きなバスを見るのは複雑です。	40代	女性	鹿島地区
公共交通への補助は利用者が多ければとても良いことだと思いますが、見るところ利用者が少ないように思います。利用者の多い路線は残し、他はタクシー補助券や祐徳バス割引券が有ればよいと思う。	80代	女性	鹿島地区
利用できる地域が限られている。公共であれば地域を限定するべきではない。	60代	女性	鹿島地区
ニーズに合わせて事業者にも路線を増やしてもらおう。	40代	女性	能古見地区

質問11 意見・要望等(自由記載)

【市内循環バス】			
・ 夜に運行する公共交通がないので、夜遊べない	40代	男性	北鹿島地区
・ 停留所を季節関係なく待てる場所にする。高齢者・未熟児など季節によっては長い時間待てない	30代	男性	能古見地区
・ 交通事業者のバスを利用していないのに、コミュニティバス等の利用が増えるとは考えにくい	70代	男性	古枝地区
・ 福岡県のようにバスのインフラを拡大すべき	20代	男性	鹿島地区
・ 市内循環バスは鹿島市の子どもや老人のニーズにあっているのか？	40代	女性	能古見地区
・ 周知・広報に力をいれるべき	20代	女性	鹿島地区
・ バス停に書かれている経路をもっとわかりやすく	60代	女性	鹿島地区
・ 利用促進の宣伝、交通系ICカードの普及	30代	女性	七浦地区
・ バス停以外でも手を上げれば自由に乗れるシステムに	40代	女性	北鹿島地区
・ 運賃を安くし、ドライバーの方は真心で接してほしい。	70代	女性	鹿島地区
【高津原のりあいタクシー】			
・ 曜日の増便(利用できる曜日を増やす)	80代	女性	鹿島地区
・ ラッピングして、分かりやすくする。	50代	男性	鹿島地区
・ タクシーの認知度が低い。もっと宣伝とか、タクシーで何らかのイベントなどをしたらどうか？	30代	男性	能古見地区
・ 居住地区が違うので不明	70代	男性	古枝地区

・ 乗り降りを自由にする	50代	女性	鹿島地区
・ もっと市民へ知らせる	40代	女性	能古見地区
・ 周知・広報に力をいれるべき	20代	女性	鹿島地区
・ 高津原のみ特別なのはなぜか	50代	女性	古枝地区
・ 利用促進の宣伝	30代	女性	七浦地区
【予約型のりあいタクシー】			
・ ラッピングして、分かりやすくする。	50代	男性	鹿島地区
・ タクシーの認知度が低い。もっと宣伝とか、タクシーで何らかのイベントなどをしたらどうか？	30代	男性	能古見地区
・ 鹿島の町と言われる地区以外での需要があるとは考えにくい	70代	男性	古枝地区
・ 直接目的地に行くことが出来ることが必要	60代	男性	能古見地区
・ 市民にもっと知ってもらうためには、告知方法を改善するべき	40代	女性	鹿島地区
・ 仕組みが複雑で老人が理解して利用できるか疑問。初めて使う方にはサポートが必要だと思う。	50代	女性	鹿島地区
・ 運行エリア拡大を今後検討していくべき(高齢者が増えるため)	70代	男性	鹿島地区
・ 利用促進の宣伝	30代	女性	七浦地区
・ 誰でも利用できるようにしてほしい(地区を関係なく)	60代	男性	鹿島地区
・ 乗り継ぎなしで中川 BC や鹿島 BC までの運行を	60代	男性	古枝地区
【その他ご意見・ご要望】			
・ 夜間のバスの本数が少なすぎる(週末だけでも増やす)	40代	男性	北鹿島地区

バス利用の方はあまり見かけません。病院施設などは個人で送迎していらっしゃるからバス路線はないと思う。	70代	女性	鹿島地区
浜地区在住ですが、高齢者が多く独居の方も多く感じます。循環バスも圏外なので、家族の方がお世話されるお宅も多く、買い物や病院の送迎をされています。ただ、家族も近くに居られない方は、タクシー利用されたりして買い物、通院等されていますが、近い距離は申し訳なく、利用しにくいとも聞きます。足の不自由な方は買い物袋を下げて500m~600mの移動も出来ない方もいらっしゃいます。気がねなく利用しやすいシステムが有ればいいと思います。	50代	男性	浜地区
利用していないので答えようがありません。ただ、これから先、まだまだ交通弱者が増えるはずなので(いつまでも運転できません)、小さい車でもいいので山間部のことも考えてほしいです。年金生活になるので、多額の金は出ません。	60代	女性	古枝地区
費用対効果を考えれば大変難しいと思われませんが、交通弱者の立場を鑑みれば絶対に必要と思われま	50代	男性	鹿島地区
・ いろいろ画策しないで現状維持がいいと思う	60代	男性	鹿島地区
・ バスが汚い。掃除用具が乗客の目に触れるところに平気で置いてある(バス後部も含む)。運転手の私物(くつ、脱いだ上着)も置き場を考えて欲しい。バスセンターが暗いし汚い。古い広告は外すべき。看板がわかりにくい。(特に外国人は折角鹿島まで来てくださっているのに不便だと思います。)	50代	女性	鹿島地区

隣県の福岡県はバスのインフラがしっかりしている ので、そこから学ぶべき	20代	男性	鹿島地区
一人暮らし、買い物できない場合など移動販売は難 しいのでしょうか。	70代	女性	鹿島地区
バス路線のバスは不経済だと思う	60代	男性	七浦地区
高津原のりあいタクシーは認知度が低い。予約型タ クシーは使い方がわからない。	80代	女性	鹿島地区
現在あるバスや乗合タクシー以外の車種の検討。 ・(観光用としての電動トウクトゥク(三輪電動タクシ ー)の活用)	50代	男性	鹿島地区
嬉野医療センターに月1~2回利用している。バスの ステップが高いため乗り降りが怖い。利用しやすいよ うに改善をお願いしたい。	70代	女性	北鹿島地 区
七浦小学校、遠い地区の子供は1時間近く歩いて登 校している。国道で車も多く危険。登校・下校で1本 バスを出してもらおうと助かる。	40代	女性	七浦地区
土・日祝日、市の車は止められたまま使用されてい ないのでもったいない。	40代	女性	鹿島地区
現在、運転して仕事もしていますが、運転しない時が くると思います。買い物、病院等が難しくなると思い ます。	60代	女性	古枝地区
バスなど事前にクレジットカード払いで切符を買えたり、 スマホなどがざすだけでいいようにすると乗りやす いかも。一定区間はバス停以外でもボタンを押す だけで止まってくれるなどのサービスがあると老人は 助かるかも。	20代	女性	古枝地区

私個人としては、山間部一人暮らしなので、銀行、郵 便局、病院、スーパーに近いところだと乗合コミュニ ティバスもよいかもかもしれませんが、山から下へ降りる のに免許の必要で70歳には返納したい常々思っ ておりますが、住む家が家賃を国民年金生活では無 理なのです。ピオなどに税金を使うより公共性を優 先してほしい。ピオに福祉は移り、駐車場も困りま す。だから市長、議員に興味はありません。	60代	女性	七浦地区
山間部遠距離地区のご高齢の方が一番必要とされ るバスの運行は少ないため非常に困っているとお 話を耳にします。	70代	女性	能古見地 区
JRを利用しているが、本数が少なすぎるし、鹿島か らの終電車が早すぎる。以前のように11:00頃がほ しい。またバスの料金が高すぎる。利用者が少ない ので高い料金設定なのかわかりませんが、バス利用 者を増やすためのアイデアはいっぱいあると思いま す。(割引券とか)	60代	男性	七浦地区
老人、子供等の交通弱者に対して、全地区を対象に 補助又は助成をお願いしたい	70代	男性	七浦地区
自動車の運転が出来なくなった場合を考えると、世 間・重ノ木地区はバスの運行もないので大変不安で ある	70代	男性	鹿島地区
老人はバス停まで歩けない方が多いので、バスの見 直しよりもタクシー会社と連携して、もっと利用しやす くしてほしい。七浦から鹿島までだったら往復4,00 0円程度かかります。	30代	女性	七浦地区

<ul style="list-style-type: none"> 鹿島地区以外は交通に対する不安が大きいため、高齢者がこまらない事はもちろん、高齢ドライバーが自主返納しやすい様に整備してもらいたい。 	40代	男性	能古見地区
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の運転免許についてこれからどう取り扱うのか真剣に議論すべき。事故を起こしてからでは遅い。しかし返納すれば大変不便になる。不便と感ぜない政策が急務。 	70代	男性	鹿島地区
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の事故が多発しているので運転しないでも生活できるように公共交通機関の整備を早急にしてほしい 	40代	女性	鹿島地区
<ul style="list-style-type: none"> 利用の少ないバスへの税金投入はするべきではない。実態を分析しそれに応じた資金の投入をするべき 	60代	女性	鹿島地区
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が車を運転しなくて済むような交通機関の発達を望みます 	40代	女性	鹿島地区
<ul style="list-style-type: none"> 子供の通学、高齢者の通院・買物に便利な公共交通機関として定期運行を目指してほしい。 	50代	男性	能古見地区
<ul style="list-style-type: none"> 運転免許返納した場合に今の公共交通網では不安 	70代	女性	鹿島地区
<ul style="list-style-type: none"> 高齢ドライバーの事故や子供への声掛けなど交通弱者への安全が確保されることを願います。 	20代	女性	浜地区

議案書／令和元年度第1回協議会

協議1 予約型のりあいタクシー古枝線の本格運行について

平成31年3月末をもってバス路線（矢筈線）を廃止し、平成31年4月からは地域住民の交通手段を確保するために予約型のりあいタクシー古枝線を実証運行と位置づけ実施しています。

地域住民の生活の足として定着を図るため、予約型乗り合いタクシー古枝線を現在の
実証運行から本格運行へと移行したい。

実証運行：平成31年4月1日～令和元年9月30日

本格運行：令和元年10月1日～

※対象区域、停留所、路線、時刻、運賃 実証運行から変更なし

予約型のりあいタクシー古枝線 実証運行報告

（導入経過）

対象地域については、従来路線バスにより地域住民の交通手段を確保していたが、利用者数の減少等により廃線することとなり、交通弱者の移動手段を確保するために、予約型のりあいタクシーを導入した。

- 平成30年 6月14日 平成30年度第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会（交通路線再編協議・承認）
- 平成30年11月19日 平成30年度第2回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会（交通路線再編協議・承認）
- 平成31年 3月31日 路線バス（祐徳バス矢筈線） 廃線
- 平成31年 4月 1日 予約型のりあいタクシー古枝線 実証運行開始

（実証運行内容）

①対象区域：矢筈、七開、鮎越

②停留所：既存停留所を併用する。

（鮎越入口、祐徳稻荷神社前、古枝小学校前、ララベル）

③路線・時刻：別添資料（ご利用の手引き）のとおり（1日5便）

④運賃：以下のとおり（行政区によって異なる）

矢筈	大人500円、高校生以下200円
七開	大人400円、高校生以下150円
鮎越	大人300円、高校生以下100円

全区域において、未就学児は無料

⑤運行計画：別添資料（ご利用の手引き）のとおり

(実証運行の利用状況等)

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H31年度 H31.4~ H31.9	利用者数							28	38	0	0	0	0	66
	1便平均乗車数							1.87	2.00					1.93
	稼働率							15.0%	20.0%					17.5%

- ・ 予約型のりあいタクシー古枝線は平成31年4月1日より実証運行を実施。
- ・ 平成31年5月末までの平均稼働率は17.5%であり、鹿島市内の予約型のりあいタクシーの中では高い稼働率となっている。
- ・ 現在の利用客の傾向としては、1便目(7:30発)での利用であり、小学生の通学の手段として平日毎日利用されている。

(実証運行の効果・検証)

- ①平成29年10月(4日間)及び平成30年4月(3日間)の乗降調査によれば、1便あたりの利用者数は0.14人/便であり、利用が少ない路線であった。また、路線バスの運行時刻についてもバスを利用しての通学は出来ない状態であった。
- ②地域住民と協議を行い、路線バスの廃止及び予約型のりあいタクシーの導入を検討していく中で、地域住民の利便性を高める運行内容の要望(早朝便の導入)があり、7:30の便を設定した。
- ③平成31年4月及び5月の利用状況によれば、1便目(7:30)は利用があり、地域住民のニーズに適した運行内容だったといえる。2便目から5便目に関しては、利用がない状況ではあるが、今後利用促進のために周知・広報活動を展開していきたい。
- ④予約型のりあいタクシー古枝線はこの地域の唯一の公共交通手段であり、当該地域の交通弱者の移動手段を確保するため必要である。

議案書／令和元年度第1回協議会

協議2 予約型のりあいタクシー利用者の登録要件見直しについて

予約型のりあいタクシーの運行については、鹿島市地域公共交通活性化協議会が運行主体、有限会社再耕庵タクシーが運行事業者であり、交通弱者の移動手段として利用をいただいている。

予約型のりあいタクシーを利用するためには、事前に利用登録を行う必要がある。

利用登録については、従来対象地域にお住まいの住民及び太良町山根地区住民を登録対象としていたが、市外住民から親の介護に伴い予約型のりあいタクシーを利用したい旨の要望があったため、下記のとおり利用者の登録要件を変更したい。

「予約型のりあいタクシー」運行事業仕様書

新	旧
受託者は、当該区域 <u>住民</u> 、太良町山根地区の住民 <u>及び会長が特に認める者</u> のうち利用者登録をし、利用予約を受付けしたものの自宅（自宅とみなす登録場所を含む）及びそれぞれの系統の指定バス停の間を運行する。なお、自宅及び登録場所はそれぞれの系統の区域内（市内）に限る。	受託者は、当該区域及び太良町山根地区の住民のうち利用者登録をし、利用予約を受付けしたものの自宅（自宅とみなす登録場所を含む）及びそれぞれの系統の指定バス停の間を運行する。なお、自宅及び登録場所はそれぞれの系統の区域内（市内）に限る。

※事例詳細

- ・市外住民 A さんは、古枝地区（七開）在住の親（一人暮らし）の介護のため2～3ヶ月に1回帰省し、通院及び買物の同伴、実家での介護等をしている。
- ・平成31年3月までは路線バスを利用し実家へ帰省していたが、路線バスが廃止されたことにより、交通手段がタクシーのみとなった。

生活交通確保維持改善計画の名称																																				
鹿島市生活交通確保維持改善計画																																				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																																				
<p>鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移動手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成22年10月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行しており、平成29年10月からは一部地域の廃代替路線をデマンド型交通へと移行、予約型のりあいタクシーの運行を開始し、平成31年4月にはデマンド運行営業区域の拡大し運行している。</p> <p>特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これからの超高齢化社会に向けて移動手段の確保は、重要な課題である。</p> <p>そのため、平成29年度に策定した「鹿島市地域公共交通網形成計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。</p> <p>そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るため、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで市民（特に交通弱者）が安心して便利な交通網の確立を図ることが必要である。</p>																																				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																																				
1) 事業の目標																																				
<p>市民（特に交通弱者）の移動手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。※高津原のりあいタクシーは1回（往復）あたりの数値、予約型のりあいタクシーは稼働率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(R1年度※)</th> <th>(R2年度)</th> <th>(R3年度)</th> <th>(R4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内循環バス</td> <td>2.79人/1便</td> <td>2.25人/1便</td> <td>2.30人/1便</td> <td>2.35人/1便</td> </tr> <tr> <td>高津原のりあいタクシー</td> <td>2.44人/1便</td> <td>2.40人/1便</td> <td>2.60人/1便</td> <td>2.70人/1便</td> </tr> <tr> <td>予約型のりあいタクシー</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (能古見線)</td> <td>稼働率 1.4%</td> <td>稼働率 20.0%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td> (北鹿島線)</td> <td>稼働率 2.4%</td> <td>稼働率 20.0%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td> (古枝線)</td> <td>稼働率 17.4%</td> <td>稼働率 30.0%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考：R1年度実績値（R1.5時点）、目標値：鹿島市地域公共交通網形成計画 P62 参照</p>			(R1年度※)	(R2年度)	(R3年度)	(R4年度)	市内循環バス	2.79人/1便	2.25人/1便	2.30人/1便	2.35人/1便	高津原のりあいタクシー	2.44人/1便	2.40人/1便	2.60人/1便	2.70人/1便	予約型のりあいタクシー					(能古見線)	稼働率 1.4%	稼働率 20.0%	同左	同左	(北鹿島線)	稼働率 2.4%	稼働率 20.0%	同左	同左	(古枝線)	稼働率 17.4%	稼働率 30.0%	同左	同左
	(R1年度※)	(R2年度)	(R3年度)	(R4年度)																																
市内循環バス	2.79人/1便	2.25人/1便	2.30人/1便	2.35人/1便																																
高津原のりあいタクシー	2.44人/1便	2.40人/1便	2.60人/1便	2.70人/1便																																
予約型のりあいタクシー																																				
(能古見線)	稼働率 1.4%	稼働率 20.0%	同左	同左																																
(北鹿島線)	稼働率 2.4%	稼働率 20.0%	同左	同左																																
(古枝線)	稼働率 17.4%	稼働率 30.0%	同左	同左																																
(2) 事業の効果																																				
<p>循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで、以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通弱者に対する移動手段が確保できる。 2. 市内の主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。 3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。 4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。 5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。 																																				

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市内路線（廃止代替路線）の再編（協議会、事業者）
- ・周辺地域を対象としたデマンドタクシーの運行の検討（協議会、事業者）
- ・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの再編の検討（協議会、事業者）
- ・公共交通機関同士の乗り継ぎ強化（交通結節点形成に向けた運行ダイヤの設定、時刻表及びホームページの作成）（協議会、事業者）
- ・施設所有者との連携による待合室の設置（協議会、事業者、施設所有者）
- ・免許自主返納に関連した割引制度の利用促進（鹿島市、事業者、警察署）
- ・公共交通に関する広報活動の展開（協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ、民生児童委員連絡協議会）

（鹿島市地域公共交通網形成計画 P51 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社に選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳自動車株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、鹿島バスセンターで路線バスや幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線及び古枝線では、交通空白地区の居住地域と商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
祐徳自動車株式会社 有限会社 再耕庵タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 生産性向上の取組にかかる取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
第1回 平成30年6月14日	運行計画協議（市内循環線ダイヤ及び予約型のりあいタクシー運行内容見直し）、平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認
第2回 平成30年11月19日	平成30年度事業及び決算報告、平成30年度生活交通確保維持改善事業に関する事業評価、予約型のりあいタクシー運行区域変更、平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更の承認
第1回 令和元年6月18日	令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認、市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認
18. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入っており、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	鹿島市 総務部 企画財政課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳自動車株式会社 有限会社再耕庵タクシー 鹿島警察署交通課 杵藤土木事務所管理課 九州旅客鉄道株式会社 佐賀県バス・タクシー協会 鹿島市（都市建設課）
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿島市区長会 老人クラブ連合会 鹿島市PTA連合会 鹿島市民生児童委員連絡協議会 市内小中学校代表者 鹿島商工会議所 公共交通運転手（祐徳自動車株式会社バス運転手）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

（所 属）鹿島市役所 総務部 企画財政課

（氏 名）森 健太

（電 話）0954-63-2101

（e-mail）kenta-mori@city.saga-kashima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
鹿島市	祐徳自動車株式会社	(1) 市内循環線	鹿島BC	市役所 エイブル	鹿島BC	(循環) 12.0 km	293 日	1,758 回		路線定期	①	地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線及び太良線と鹿島BC停留所にて接続	③
	有限会社 再耕庵タクシー	(2) 高津原線	かんらん	中ノ谷	鹿島駅前	往 6.9 km 復 6.9 km	147 日	588 回		路線定期	①	地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線及び太良線と鹿島BC停留所にて接続	③
		(3) 能古見線	広平・中川内(一部)・中木庭・番在 開拓・白鳥尾・山浦・山浦開拓・川 内・筒口(一部)地区			往 km 復 km	240 日	240 回		区域	①	地域間幹線系統である祐徳バスの嬉野線及び太良線と誕生院前停留所及びララベル停留所にて接続	③
		(4) 北鹿島線	北鹿島 東部地区			往 km 復 km	240 日	240 回		区域	①	地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線及び太良線と鹿島BC停留所にて接続	③
		(5) 古枝線	矢答・七開・鮎越地区			往 km 復 km	240 日	360 回		区域	①	地域間幹線系統である祐徳バスの嬉野線及び太良線と誕生院前停留所及びララベル停留所にて接続	①
		(6)				往 km 復 km	日	回					
	(7)				往 km 復 km	日	回						
	(8)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿島市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,114
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
20,114	対象人口 × 150円 + 200万円	5,017,000

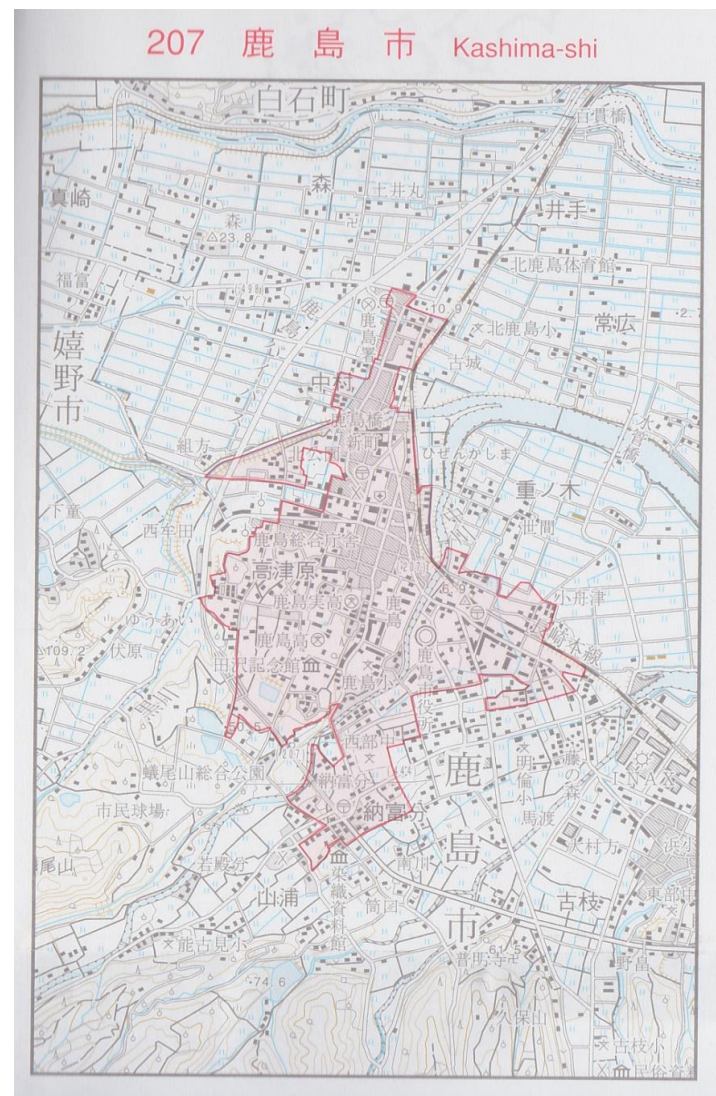
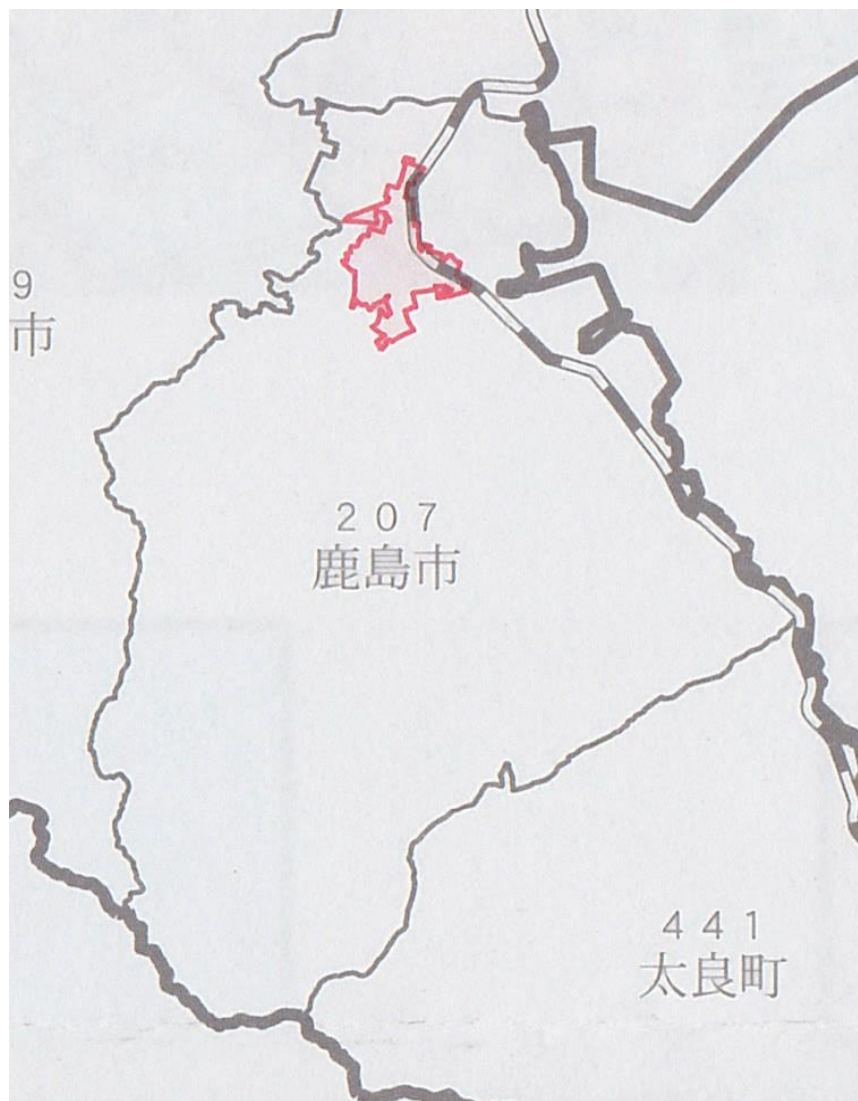
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

鹿島市人口集中地区(平成27年国勢調査報告書)



協議4

令和2年度事業計画（案）

事業期間

令和元年10月1日～令和2年9月30日

日時	事業名
令和元年10月1日～5日	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者無料運行
令和元年11月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和2年2月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和2年4月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者無料運行
令和2年6月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和2年6月	地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書提出

令和2年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(令和元年10月1日～令和2年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1	負担金	1 負担金	3,400	鹿島市負担金
2	補助金	1 補助金	0	
3	繰越金	1 繰越金	4,454	見込み額(R1.9決算見込)
4	諸収入	1 雑収	0	
計			7,854	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考	
1	総務費	1 総務管理費	0	1 会議費	0
		2 事務費		0	
2	事業費	1 事業推進費	4,708	1 事業費	2,593,000
				市内循環バス委託料	351,000
				高津原のりあいタクシー委託料	764,000
				予約型のりあいタクシー委託料	500,000
				待合室改修	250,000
				時刻表・手引き作成	50,000
				無料運行期間運賃負担	200,000
消耗品費等					
3	予備費	1 予備費	3,146		
計			7,854		

協議5 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーの無料運行期間の実施（案）について

例年、市内循環バス・のりあいタクシーの利用促進のため、運行事業者の協力により期間を定めて無料運行を行っており、今年度も10月に運行内容を周知及び利用促進のため次のとおり実施したい。

1. 無料運行期間 10月1日（火）～10月5日（土）
市内循環バス 5日間（火～土）
高津原のりあいタクシー 3日間（火、木、土）
予約型のりあいタクシー（北鹿島線、能古見線、古枝線）
4日間（火～金）
2. 無料対象者
 - ・学生（小学・中学・高校生）※在学中
 - ・高齢者（満65歳以上）
※昭和30年（1955年）4月1日以前生まれの方
（令和元年度中に65歳以上になる方）
 - ・障がい者（身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付を受けている方）及び介護人※1名につき1名まで
 - ・運転免許自主返納者
3. 対象者の判定 基本学生証、保険証、障がい者手帳、運転経歴証明書等による要件確認を行う。
4. 期間中の運賃 対象者が利用する全便全路線について無料
※10月に実施する乗車人数分の運賃については各運行事業者負担し、4月に実施予定の無料乗車人数分の運賃については、協議会（市）の負担とするよう調整する。